



島根県報

令和5年6月13日（火）
第421号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（ ” ）	3

【特定調達公告】

CRT運転適性検査器の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	5
------------------------------	-----------	---

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		7
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		8
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		8
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体		9
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体		9
政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体		9

告 示

島根県告示第404号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和5年6月13日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
原田 愛子	内科	飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060番地	令和5年5月31日
文田 昌平	内科	飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060番地	令和5年5月31日
槇野 貴文	内科	飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060番地	令和5年5月31日
太田 龍一	内科	雲南市立病院	雲南市大東町飯田96番地1	令和5年5月31日
濱崎 真由	リハビリテーション科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和5年5月31日
齋藤 潤	リハビリテーション科	出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238	令和5年5月31日
杉原 太郎	整形外科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	令和5年5月31日
片岡 真吾	耳鼻咽喉科	医療法人徳洲会 出雲徳洲会病院	出雲市斐川町直江3964-1	令和5年5月31日
大庭 雅史	腎臓内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和5年5月31日
結城 康平	泌尿器科	公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	令和5年5月31日
秋月 光	外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	令和5年5月31日

島根県告示第405号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年6月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ダイレックス出雲平田店 島根県出雲市平田町字京塚1864番2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年2月1日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,496平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
67台（店舗棟敷地内）
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
12台（店舗棟南側）
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
50平方メートル（店舗棟南側）
40平方メートル（店舗棟北側）
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
6.68立方メートル（店舗棟南側）
6.92立方メートル（店舗棟北側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（開店時刻） 午前9時
（閉店時刻） 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2か所（建物敷地南西側及び南側）
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和5年5月31日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

令和5年島根県告示第67号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により江津市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和5年6月13日

島根県知事 丸山達也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス江津店 島根県江津市二宮町神主ハ184番3外

2 意見の概要

	意見	理由
1	歩道通行者の安全確保のため、出入り口の見通しを歩行者側、出入り車両側双方において配慮すること。	歩行者、車両の安全確保のため。
2	江津市においては、平成24年3月31日告示第28号「騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等」を遵守すること。	地域住民の生活の悪化を防止するため。
3	当該地域は第一種住居地域または準工業地域の指定地域内となり、第2種区域または第3種区域の規制範囲内にまたがっている。この場合、第2種区域の適応となり、江津市が定める規制基準、昼間（午前8時から午後6時まで）は55デシベル、朝（午前6時から午前8時まで）または、夕（午後6時から午後9時まで）は45デシベル、夜間（午後9時から翌日の午前6時まで）は40デシベルに準じて対応すること。	
4	騒音または振動が発生する機器等を設置する場合は、予め騒音・振動対策（発生源に対するコンクリートの囲い、設置場所を屋上にするなど）を講じること。	
5	自治会や近隣住民には配慮を行い、必要に応じて情報提供等を行うこと。	
6	規制基準を満たしていても、騒音・振動・その他において、周辺住民より苦情又は相談があった場合は、責任をもって速やかに誠意のある対応をすること。	

3 縦覧場所

江津市商工観光課（江津市江津町1016番地4）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年6月13日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

C R T 運転適性検査器の賃貸借契約 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和5年10月1日から令和15年9月30日まで

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(3)その他」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110（内線 2241、2242）

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和5年6月29日（木）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和5年6月29日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和5年6月29日（木）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年7月10日（月）午前9時から同月11日（火）午後4時まで（同月10日午後5時から同月11日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和5年7月11日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年7月11日（火）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月12日（水）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札者が見積もった契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Lease of CRT driving Aptitude test Devices

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. July 10, 2023 to 4 : 00 p.m. July 11, 2023

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. July 11, 2023

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. on July 11, 2023)

(4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第54号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党島根県出雲市第十支部	森山 裕介	坂根 裕信	出雲市駅南町3丁目14-6-1	令和5年5月24日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ながと明美後援会	永戸 明美	岩本 光徳	益田市遠田町220番地25	令和5年5月15日

豊田ひろし後援会	岡崎 定佳	豊田 紀子	益田市白上町イ89番地	令和5年5月17日
----------	-------	-------	-------------	-----------

島根県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党仁多支部	藤原 充博	名称	自由民主党仁多支部	自由民主党仁多町支部	令和5年4月1日
自由民主党島根県松江市第八支部	河内 大輔	会計責任者の氏名	河津 康一	多久和 志津	令和4年12月20日
自由民主党浜田支部	大屋 俊弘	会計責任者の氏名	堤 満喜	沖田 真治	令和5年4月1日
公明党島根県本部	吉野 和彦	代表者の氏名	吉野 和彦	遠藤 力一	令和5年5月14日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	
川光秀昭と出雲市政をかたろう会	山田 義貴	主たる事務所の所在地	出雲市大社町修理免683-6	出雲市大社町修理免679-1	令和5年3月25日
丸山たつや後援会	丸山 達也	主たる事務所の所在地	松江市浜佐田町896-5	松江市殿町126番地	令和5年4月17日
日本薬業政治連盟島根支部	佐々木 哲夫	主たる事務所の所在地	松江市東津田町392-7	松江市矢田町218番地2	令和5年4月1日
		代表者の氏名	佐々木 哲夫	高松 達也	
		会計責任者の氏名	佐々木 哲夫	高松 達也	
寺本淳一後援会	神田 幸義	代表者の氏名	神田 幸義	堀江 増樹	令和5年5月25日

島根県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党島根県益田市第二支部	田中 八洲男	令和5年5月10日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
松本奈美後援会	松本 奈美	令和5年4月15日
田中八洲男後援会	森田 泰精	令和5年3月31日
平谷あきら後援会	平谷 昭	令和5年5月1日
めぐみ会	久城 恵治	令和5年4月30日
岡本昭二後援会	安藤 美文	令和4年1月31日
遠藤力一後援会	遠藤 力一	令和5年5月15日
後山幸次後援会	後山 幸次	令和4年12月31日
森山健一を育てる会	亀滝 和利	令和5年5月30日

島根県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
永戸 明美	益田市議会議員	ながと明美後援会	益田市遠田町220番地25	永戸 明美	令和5年5月11日

島根県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	
丸山 達也	丸山たつや後援会	主たる事務所の所在地	松江市浜佐田町896-5	松江市殿町126	令和5年4月17日

島根県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
平谷 昭	平谷あきら後援会	令和5年5月1日
久城 恵治	めぐみ会	令和5年4月30日
遠藤 力一	遠藤力一後援会	令和5年5月15日